

平成26年6月2日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

総務委員会

委員長 星吉寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 今後の委員会活動について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 6月2日に委員会を開催し、上記案件について調査を行った。  
今後の委員会活動について、協議を行った。  
その他で、魚沼市債権管理条例に基づく私債権の放棄について、  
魚沼市採用時本籍地調査報告書の提出について及び文化振興室職員数(人件費)の推移について執行部より説明を受け質疑を行った。

## 総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 今後の委員会活動について

(2) その他

2 日 時 平成 26 年 6 月 2 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 301 会議室

4 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、  
星野武男、(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 小幡総務課長、佐藤税務課長、星市民課長

7 書記 小幡議会事務局長、富永副参事

8 経 過

開 会 ( 9 : 57)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 今後の委員会活動について

星委員長 日程第 1、今後の委員会活動についてを議題とします。総務委員会としての所管事項は、多岐に渡るわけですが、私たち総務委員の任期は 2 年間で折り返しの時期であります。その期間中、調査をしていく事項について、私と副委員長で相談し、これまでの調査案件一覧とあわせ、別紙のとおり素案をつくってみました。ついては、皆さんから協議願いたいと思います。なお、当然、新たな課題が発生した場合等は、それらを優先することとなりますので、随時、調整していく必要はあるものと考えています。あくまでも、来年 6 月までの予定として捉えていただきたいと思います。また、あわせまして、10 月実施の行政視察先、及び内容についても意見等いただきたいと思います。それではしばらくの間休憩とし、委員の皆さんの自由討議とします。

休 憩 ( 9 : 59)

休憩中に委員間の自由討議

再開 (10:10)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。日程第1は総務委員会課題について、休憩中に皆さんからご意見いただいたのですが、企画政策課の人口減少に関する施策等について、調査時期に1をに入れていただきたいと思います。財政課の財政計画についてを2、税務課の徴収率の向上についてを3、北部振興事務所、北部地域の課題についてを4、このような日程でこれから取り組みをさせていただき、その後については委員長、副委員長に一任をいただきたいと思います。今ほどの休憩中の議長のご意見を参考にしながら取り組んでいきたいと思っています。もう1点の行政視察は10月8日から3日間とし、次回23日の委員会までに、皆さんからそれぞれ行き先内容等々を検討いただき、そこで協議し決定したいと思います。よろしいでしょうか。(はい)ではそのように決定します。

## (2) その他

星委員長 次に日程第2、その他を議題とします。資料が配布されていますので、税務課長の説明を求めます。

佐藤税務課長 (資料「債権管理条例に基づく私債権の放棄について」により説明)

星委員長 皆さんから質疑はありませんか。

星野委員 確認なんです、この中で放棄の理由に時効というのがありますが、これはみんな同じで5年とかでしょうか。その辺いかがですか。

佐藤税務課長 その辺は確認していないんですが、基本的には5年が時効になっております。5年のほかもございませぬ。資料がなくて申しわけございませぬ。

岩井委員 時効に関しては、継続しているものもあるんですか。例えば前の5年も継続して、それも時効になった、あるいはまた今回5年経って時効になったということもあり得るのですか。

佐藤税務課長 例えば平成何年、何月分ということで一件となります。それが時効になったということで、債権を放棄したということになります。

岩井委員 そうするとこの件数の中には前回も、今回も同じように続く可能性があるということですか。

佐藤税務課長 例えば市営住宅使用料権で2件、4万円というのがございませぬ、そのうちの1件が過去の何年の何月期分というので1件、あと何年の何月分が1件がいくらかということ月1期ごとに計算しますので、そのようにご理解いただければと思います。

岩井委員 滞納になった方というのは、これからも続く可能性があるということですか。

佐藤税務課長 いろいろな家庭の事情等々、滞納されている方の生活の実態が関係します。例えば病気になったら、なかなか納めてもらえないということもあると思いますが、ケース・バイ・ケースです。

岩井委員　この件についてはどのような対策をとっていか考えないと難しいと思います。お金がない人困っている人に対しては、何か手立てはできないかと考える必要もあるし、あるいは絶対にこの人は今の状況の中では納税することが不可能だという人もいるかもしれないので、対策を立てないと同じことを繰り返すだけだと思うのですが、その辺どのようにお考えですか。

佐藤税務課長　この場合は私債権で滞納の処分の事務につきましては、それぞれの担当課で行っています。市税を例に申しますと、今後の生活が、ままならないというようなことにつきましては、滞納処分できません。生活に困っている方、現金等の財産があっても払ってくれない方、その辺を見極めながら、処分していくという基本的な考え方で取り組んでいます。呼び出し等々も行っていますし、相談の中で、納税者が、有利なように考えていくという基本的なスタンスで取り組んでいきます。

岩井委員　今までの滞納とかの中で、こういう手を尽くしたら、滞納は解除されたとか、あるいは集金できたという例をきちんとつくっておくべきだと思います。要するに払わない人が得になるような考え方だといけないのである程度の手は打つ必要があると思います。

佐藤税務課長　税につきましては5年、何にもしなければ5年過ぎると徴収できなくなります。逃げ得、ごね得は絶対許さないというようなスタンスでやっておりますし、また1名の職員を新潟県の徴収機構の方へ派遣して、技術の向上等々を会得させながら厳しい目で滞納者の対策にあたっているということでございますので、その辺をご理解願いたいと思います。

星委員長　しばらくの間休憩いたします。

休　　憩（10：23）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：25）

星委員長　休憩を解き会議を再開します。

佐藤税務課長　もう1件報告をさせていただきます。3月31日付けで専決処分をしました魚沼市税条例の一部改正でございます。これも一緒に報告事項でさせていただきますが、ことしの3月31日付けで、地方税法の一部を改正する法律が、公布されました。26年4月1日法律施行の今回先決処分した分を報告いたします。今回4月1日施行分と10月1日以降分等ありますけれど、10月1日以降施行分につきましては、議案として提案しますのでご承知おきいただきたいと思います。今回、軽自動車税の改正があります。今まで軽自動車税で四輪の自家用につきましては、7,200円でしたが、その部分が10,800円になるということで四輪につきましては1.5倍ということです。その辺が市民の皆さんに大きく影響する部分かと考えておりますので、事前にご承知いただければと思います。付託案件ですが、そのときに改めて資料を提示しながら、説明させていただきたいと思います。

星委員長　ただいまの報告について皆さんから質疑はありませんか。(なし)次に総務課長の説明をお願いします。

小幡総務課長　(資料「魚沼市採用時本籍地調査報告書の提出について」により説明)

星委員長　ただいまの報告について皆さんから質疑はありませんか。(なし)次に星市民課長から報告をお願いします。

星市民課長　4月21日の総務委員会の際の大平委員、星野委員からの質疑について回答いたします。(資料「文化振興室職員数(人件費)の推移について」により説明及び南魚沼市の文化施設の管理・運営の状況について説明)

星委員長　ただいまの報告について皆さんから質疑はありませんか。

大平委員　魚沼市小出郷文化会館ですが、今、館長がいなくなって市民課長が兼任ということですが、兼任していて大変だとか、これではやりきれないだとか何か不都合はありますか。

星市民課長　実際、魚沼市小出郷文化会館で本格的な事業が始まるのは6月からになります。4月、5月は準備段階というようなことで、会館を使っての催しなどはそう多くはございませんでした。わたくし週3日、会館の方に参りまして、書類等の仕事をしております。これから事業が本格的に動き出すという時にどの程度になってくるのかなという部分はございますけれど、今のところは行政職員としての文化会館館長の事務取扱いを命ぜられている部分については何とか回しているのかなという考えです。

岩井委員　南魚沼市の文化会館に関して、人件費等わかりましたら教えていただきたいのですが。

星市民課長　人件費等は調べておりません。財団の方で公開していれば別ですが、そうでないとなかなか難しいのかなと思います。ただ財団の概要として、技術系の職員ですが、こちらの雇用は2名と聞いております。いわゆる市民会館を利用する時に音響照明等に携わる職員ということです。実際に例えば学校が使うとか、そういった場合に活動する方です。ただし大きいイベントになりますと、それぞれそちらの方で、イベントを行う方がその照明とか音響のスタッフを連れてくるという考え方だそうです。

岩井委員　もし調べて分かるようなら教えてください。

星市民課長　わかりました。

大平委員　週3日ということですが、その3日間は時間いっぱい行っているのか、半日とかあると思いますが、どのような勤務体制なのですか。

星市民課長　今現在、文化会館は月曜が閉館なので、火曜日の午前中、木曜日の午前中、それから週末事業が入る可能性があるのも、金曜の午後につめております。ただしそれぞれ会議があったり、議会があったりする場合にはその日程は変わります。前任の民間から選ばれていた館長の行っていた仕事と同じ仕事を公務員である私がこなすわけには行かない部分がございます、先ほど申し上げましたように、市民課長が事務取扱いを行っておりますので、その範囲の中で事務をさせていただいております。2ヶ月の中では夜の会議等が重なりますので忙しいですが、こなせない内容ではございません。

星委員長　しばらくの間休憩いたします。

休 憩 (10 : 43)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 50)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。ほかに皆さんから質疑ございませんか。(なし)  
委員の皆さんからご意見、協議等はありませんか。(なし) なければ1点だけ皆さんにお願いしたいと思います。次回6月23日の総務委員会終了後、午後1時30分から魚沼市タクシー組合と総務委員会との懇談会を計画させていただきたいと思います。これは所管事務調査で現場等を見たんですけど、一方的ではなく事業者の方との懇談をさせていただくという主旨であります。ただし、非公式として、所管の担当の出席は求めないこととさせていただきたいと思います。よろしいですか。(はい) ではそのように決定させていただきます。これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (10 : 51)